

■学位論文に係る評価基準  
詳細は本学規程によります。

項目	修士
学位授与	<p>【大学院学則】 第9条 本学大学院修士課程または博士前期課程に2年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、本学大学院の行う修士論文の審査および最終試験に合格した者をもって、その課程を修了したものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、当該修士課程または当該博士前期課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。</p> <p>第11条 修士の学位は、修士課程または博士前期課程を修了した者に授与する。</p>
申請方法	<p>【学位規程】 (修士の学位授与の申請) 第7条 学位授与申請書に修士学位論文3部を添えて研究科委員会に申請するものとする。</p>
申請の条件	<p>【学位規程】 第8条 博士前期課程の在学者で既に所定の単位を修得した者、または論文審査終了までに所定の単位を修得し得ると認められた者に限る。 第9条 修士学位論文を提出しようとするときは、論文の題目とその研究計画についてあらかじめ指導教授の承認を受けなければならない。</p>
審査委員体制	<p>【学位規程】 第10条 審査および最終試験は、研究科委員会が選出する審査委員が行う。 2. 審査委員は指導教授を主査とし、当該論文に関連ある授業科目担当の教員2名以上を副査として加えるものとする。ただし、必要があれば他の教員を副査に加えることができる。 3 前項にかかわらず、臨床心理学専攻において当該研究科委員会が認める場合は、副査2名の内1名を、当該論文に関連ある分野の見識を有する学外者から選定することができる。 4. 第2項にかかわらず、研究科委員会の承認があれば、特定課題についての研究の成果の審査を主査のみで行うことができる。</p>
審査方法	<p>【学位規程】 第11条 修士学位論文の審査および最終試験は、前条の審査委員が行う。 2 最終試験は、学位論文を中心として試問の方法によって行う。</p>
審査基準	<p>【人間科学研究科学位論文審査基準に関する内規】 (目的) 第1条 この内規は、人間科学研究科における学位論文に関する提出要件と審査基準を定めることを目的とする。 (修士論文の審査基準) 第2条 大阪経済大学大学院学則(以下、大学院学則という。)第9条に定める修士論文は、大学院学則および学位規程に定めるもののほか、以下の提出要件と審査基準を満たさなければならない。 (1) 提出要件 ① 修士論文は40,000字程度(図表含まず。)とする。 ② 4,000字程度の概要を添付すること。 ③ 修士論文提出までに、中間報告会において報告していること。 (2) 審査基準 ① 研究テーマの設定に関し、取り上げた動機、意義付けが明確になっているか。 ② 研究の遂行に際し十分に調査し、検証した上での確かな分析・考察がなされているか。 ③ 論文の記述において、本文、図表、引用、参考文献、用語の利用等が適切で、首尾一貫した論理構成になっているか。 ④ 研究の結果が当初の意図通りに達成され、当該研究領域において独自性を有するものとなっているか。 ⑤ 発表のための資料が適切に準備されているか。 ⑥ 発表のためのツール等の利用が適切で、発表態度も妥当か。 ⑦ 研究成果が適切に、分かりやすく説明されているか。 ⑧ 質問に対して的確に回答できているか。</p>